

別記1（1）

〇〇地区面的複層林施業の実施に係る協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、〇〇市町村長（以下「甲」という。）が、別紙2に指定する〇〇地区森林所有者（以下「乙」という。）の一団の森林（以下「〇〇地区面的複層林施業団地」という。）において、面的複層林施業を計画的に実施し、もって森林の公益的機能の高度発揮が図られるよう、森林所有者との合意の下、誘導する将来的な森林状態、施業の方法、時期、必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項を定め、これらに基づいた確実な森林施業を推進することを目的とする。

（名称）

第2条 その協定は、「〇〇地区面的複層林施業協定」（以下「協定」という。）

（区域及び面積）

第3条 協定の目的となる森林の区域、森林施業の種類及び実施方法等は、別紙4に定めることとする。

（協定の遵守）

第4条 事業を実施する森林所有者は、協定内容を遵守するものとし、事業の実施に関し、市町村長による指導、助言、勧告等の行為に従うこと。

（協定の継承）

第5条 事業を実施する森林所有者は、相続や合併による事業主体の解散時や森林所有権の移転時には、協定の継承を行うこと。

（協定の変更等）

第6条 事業を実施する森林所有者は、協定内容を変更する場合には、市町村長と協議のうえ、協定内容を変更するものとします。

（協定違反）

第7条 事業を実施する森林所有者は、次の事項に違反した場合は、協定解除のほか協定により実施した事業に係る補助金相当額を返還すること。

ア 誘導伐実施後、翌年度から起算して2年以内に、原則として植栽による更新を行うものとし、水土保持林においては、可能な限り広葉樹等を植栽し針広混交林とすること。

イ 誘導伐実施後、翌年度から起算して、15年間は維持すべき立木材積を下回る伐採を行わないこと。

（協定の有効期間）

第5条 協定の有効期限は、誘導伐実施年度の翌年から起算して15年間とします。

上記協定の締結に同意します。

年 月 日

協定対象森林所有者 住所
氏名

印

〇〇市町村長 住所
氏名

印

別紙 1

1 団 地 名

2 団 地 面 積

3 協定締結面積

4 協定地域の森林及び実施計画

森林の所在地				森林所 有者	森林の現況			制限林	整備計画			備考
大字	字	地番	林小班		面積	林齢	樹種		年度	施業内容	面積	
合 計												

- (注意) ・協定締結面積に応じた森林の現況を記入する。
・施業内容には、作業道等を含めた内容を記入する。
・備考は、ゾーニング区分及び天然林施業の場合は、（天然）と記入する。

※添付 5 千分の 1 の森林施業図。

特定機能回復事業 森林緊急造成施業協定 (例)

(目的)

第 1 条 この協定は、森林緊急造成施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、自然条件等の理由で更新が難しい条件不利地等において、森林の公益的機能を発揮させる観点から、人工造林等の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

(協定の期間)

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

(協定の対象となる森林及び施業等)

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

(事業の実行)

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

(費用の負担)

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

(協定を遵守するための措置)

第 7 条 丙は、第 3 条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

(災害等による損害)

第 8 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第 9 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段

の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期

[illegible]

特定機能回復事業

森林緊急造成施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、森林緊急造成施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、自然条件等の理由で更新が難しい条件不利地等において、森林の公益的機能を発揮させる観点から、人工造林等の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

また、事業を行うに当たっては甲以外の者に請け負わせることができる。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（災害等による損害）

第 7 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 8 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第 3 条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものと

する。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第2項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
 ○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
 氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期

[illegible]

特定機能回復事業

被害森林整備施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、被害森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、気象害や野生鳥獣の食害により被害を受けた森林等について、乙の自助努力によっても適正な整備が期待できない森林の復旧や野生鳥獣の被害の防止及び移動の制御等の観点から、被害森林の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第 7 条 丙は、第 3 条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第 8 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 9 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

被害森林整備施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、被害森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、気象害や野生鳥獣の食害により被害を受けた森林等について、乙の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林の復旧や野生鳥獣の被害の防止及び移動の制御等の観点から、被害森林の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

第 7 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 8 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第 3 条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものと

する。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）及び重要インフラ施設管理者（以下「丁」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙、丙及び丁の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。
2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲、乙及び丁が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第 7 条 丙は、第 3 条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第 8 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 9 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙、丁が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙、丁が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

(丁) 住所
〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び重要インフラ施設管理者（以下「丙」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

第 7 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 8 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第 3 条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

(丙) 住所
○○○○○○○○
代表者 職・氏名
○○○○○○○○ ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」であり、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、前項に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。
- 3 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- 4 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。
- 5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第 7 条 丙は、第 3 条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第 8 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

- 2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下、「権利の設定」という。)をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下、「所有権の移転」という。)をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第5項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所

〇〇森林組合

代表者 職・氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所

氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（特定スギ人工林）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」であり、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、前項に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。
- 3 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- 4 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。
- 5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

- 第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
- 2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にそ

の旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第5項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

造林事業委託契約書（例）

収入
印紙

委託者〇〇〇〇（以下甲という。）と受託者〇〇森林組合（以下乙という。）とは第1条に定める造林事業を行うため、次のとおり契約を締結する。

（事業内容）

第1条 甲が乙に委託する事業内容は次の通りとする。

- (1) 事業者名 施業種を記載する（例：地拵え及び植栽事業）
(2) 事業地 〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇番地（事業地が数ヶ所になる場合は、施行地一覧に示す）
(3) 事業面積 〇〇ha
(4) 事業期間 着手予定 令和 年 月 日
完成予定 令和 年 月 日

（事業の実行）

第2条 乙は、前条に定めるところにより、期限までに誠意をもって事業を行うものとする。

2 甲は乙に対し、委託事業費の見積書を請求することができるものとする。

（事業実行報告）

第3条 乙は事業の実行状況を甲に報告し、甲は自らその状況を調査することができる。

（精算報告）

第4条 乙は事業終了後竣工について甲の確認を得、速やかに受託事業精算書（別記2(3)）を甲に提出しなければならない。

（委託費の支払）

第5条 甲は、乙に対して委託費（第4条の精算額とする。）を乙の請求後速やかに支払わなければならない。

（委託費の概算払）

第6条 乙は、甲に対し事業状況により概算払の請求ができるものとする。

（事後処理）

第7条 補助事業を活用し実施した場合は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、森林以外の用途への転用又は立木竹の全面的な伐採除去を行う行為を行わないものとする。

2 この事業に関し乙の責任に属しない事由（林地外転用等）によりこの事業地に係る補助金相当額の返還を乙が命じられたときは、返還すべき補助金相当額の金額は甲が負担するものとする。

（森林保険料）

第8条 乙は、この事業地を対象とした森林保険に甲を被保険者として加入するものとする。

（補則）

第9条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

施 行 地 一 覧

注 施行地は地番まで記載する。地番が複数ある場合は下段又は別表に記載する。

作業見積書(例)

年 月 日

様

〇〇森林組合
組合長理事
△△ △△△

下記のとおり見積もりします。

記

- 1 事業名
- 2 事業箇所
- 3 契約締結年月日
令和 年 月 日
- 4 工期
着工 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5 必要経費

区 分			数 量	単位	単 価	金 額	備 考
補助 対象 経費	直 接 費	労務費					
		資材費					
		小 計					
	間 接 費	社会保険料等					
		現場監督費					
		小 計					
計							
補助 対象 外 経費	受託手数料						
	消費税						
	森林保険						
	計						
合 計							
補助金相当額							
差 引 額							

別記2(3)

受 託 事 業 精 算 書 (例)

年 月 日

様

〇〇森林組合
組合長理事
△△ △△△

下記のとおり精算します。

記

事業名			(事業区分、大区分、小区分を記載)			面積				
事業地										
契約年月日			令和 年 月 日							
工 期			着工 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日							
区 分			受託金額		精算額		増減額		備 考	
収 入	前受金									
	県補助金額									
	市町村補助金額									
	合 計									
支 										

注：この様式は、受託事業に使用します。

代理申請精算書(例)

年 月 日

様

〇〇森林組合
組合長理事
△△ △△△

下記のとおり精算します。

記

事業名			(造林区分の小区分を記載)			面積				
事業地										
契約年月日			令和 年 月 日							
工 期			着工 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日							
区 分			受託金額		精 算 額		増 減 額		備 考	
収	補 助 金 額									
入	合 計									
精 算 内 訳	森 組 手 数 料	補助金取扱手数料								
		消費税								
		計								
	苗木代									
	肥料代									
	その他資材費									
	森林保険									
	その他									
	合 計									
	差 引 額									

注：この様式は、代理申請事業に使用します。

仕 様 書 (例)

人工造林事業

1 地拵

- (1) 造林予定地内にある雑草及び木、竹類は、これを地ぎわから刈払い、刈払い物は、植付けに支障のないように整理する。
- (2) 大径木は立木のまま巻枯らしをすることができる。巻枯らし方法は、樹幹の地上60cm内外の箇所には樹幹を幅20cm程度、木質部に達するまで完全に削り回すこと。
- (3) 刈払いは、原則として全刈りとする。

2 苗木

- (1) 系統の確認できる形質の優良な苗木を用いること。
- (2) 適地適木を十分考慮して樹種を選定すること。

3 仮植

- (1) 苗木が到着後、植付けまでの間苗木の乾燥を防ぎ、その活力を回復させるため、造林地の付近の日陰等に列状に溝を掘り、苗木を一本ずつ並べ、下枝がかくれる程度に土をかけ、必要に応じて灌水する。
- (2) 苗木が衰弱している場合は、一昼夜程度水仮植（小束のまま根部を流水に浸す）の後、仮植を行う。

4 植付（植栽本数 本/ha）

- (1) 植付け位置を中心に、鍬で60cm四方ぐらいの地表物をかきのけ、植穴は直径20～30cm、深さ20～30cm程度とし、土中の石れき等を取り除き、土を鍬で耕すものとする。
- (2) 苗木の根を広げ、植穴の中央に深めに入れ、苗木の根本をおさえ、土で覆う。
- (3) 苗木の先を持って静かに揺すりながらやや引き上げるようにし、根本を足で踏み固め苗木の根際表面が大体もとの地上面と同じ高さになるまで土で覆う。
- (4) 乾燥を防ぐため、根本に落葉、落枝などをかける。

保育事業

1 下刈

- (1) 造林による新生林の林床に発生繁茂し、造林木の育成を阻害、若しくは被圧する雑草、灌木、つる、笹類等を全部刈払うこと。
- (2) 本作業は、原則として雑草木等の生長旺盛な6～8月の時期に行い、努めて低く刈払わなければならない。
- (3) 刈払物は、造林木の生育に支障のないように造林木の根元に低く片付けておくこと。
- (4) 下刈の実施に当たっては、造林木を損傷しないように注意すること。

2 倒木起こし

- (1) 雪害等により被害を受けた造林木を入力、機械器具等により伐倒木の引き起こしを行うこと。
- (2) 縄、テープ等により固定し、根踏みを行うこと。

3 除伐、間伐、更新伐

- (1) 造林木の生育を妨げる雑草木及びつる類並びに甲の指示する造林木を伐倒しなければならない。
- (2) 伐倒により造林木を損傷するおそれのあるものは、巻枯らしすること。
- (3) 造林木に侵入した天然生樹のうち、甲の指示するものは残存しなければならない。

森林所有者等認定及び取扱基準

- 1 森林組合又は森林所有者は、申請者及び申請地番については、森林経営計画、不動産登記簿若しくは土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む。）のいずれか（以下「台帳等」という。）により確認し、台帳等に記載の氏名（以下「記載者」という。）及び地番で申請することを原則とする。また、保安林については保安林台帳により申請地番が該当するか確認すること。

この場合の確認とは、閲覧で足りるものとし、確認文書名を高知県造林事業費補助金交付要綱に定める交付申請書の造林事業内訳書の備考欄に「土地課税台帳により確認済み」等と記入する。

- 2 台帳の記載と森林所有者が一致しないこと等が明らかなき場合は、次の例により扱う。

事 例		申請書等の記載	添付証拠書類
個人所有林	(1) 記載者が成年に達していないとき	記載者氏名＋親権者続柄 親権者氏名	不要
	(2) 記載者が既に死亡しているとき	記載者氏名（死亡）＋続柄 現実の造林者（納税者）氏名	ア 相続人が1人のとき 不要 イ 相続人が親子、夫婦、兄弟等複数人のときは次のいずれかの書類 (ア) 当該造林地の固定資産税を納税した証拠 (イ) 木竹を所有し育成する権限を認める旨の他の相続人の同意書
	(3) 申請した後、補助金（交付金）交付前に申請者が死亡したとき	申請者氏名（死亡）＋続柄 現実の受領者氏名	(2) の扱いに準じる。
	(4) 記載者が外国その他遠方に居住しているとき	記載者氏名＋代理人（続柄）現実の造林者又は「山守」の氏名	(2) のイの扱いに準じる。
	(5) 施行地の所有権又は地上権等の使用収益権を譲渡し又は売買し、台帳等の記載者氏名を変更していないとき	現実の造林者	売買契約書等の写し。 無いときは造林者に権限がある旨の両当事者の念書
社寺林	(6) 記載者が「××寺」「××社」となっているとき	ア 原則 ××寺（社）家（氏子）総代 総代者の氏名 イ 宗教法人として登記していない等経営の実質によっては ××寺（社）住職（宮司）住職等の氏名	不要
共有林	(7) 共有林を共同利用しているとき	××造林組合代表 代表者の氏名	ア 登記してあるとき 不要
	(8) 共有林を分割利用しているとき		イ 口約束等登記していないとき 代表であることを証する書面 造林を認める旨の共有林代表者の証明
入会林	(9) 入会林野を共同利用（直轄利用）しているとき	××部落代表 入会者の代表者の氏名	不要
	(10) 入会林野を分割利用しているとき	当該利用者の氏名	造林を認める旨の入会権者の代表者及び役員（区長及び組長等）の証明
旧慣使用林	(11) 旧慣使用林野を共同利用しているとき	××会代表 旧慣使用権者の代表の氏名	旧慣使用林野であることについての市町村の証明
	(12) 旧慣使用林野を分割利用しているとき	当該利用者の氏名	旧慣使用林野であること及び分割利用者であることについての市町村長の証明
地上権等	(13) 上記以外の地上権者、賃貸権者等の使用収益権者（分収造林契約における造林者及び費用負担者を含む。）のとき	当該有権者（複数であるときはその代表者）の氏名	当該権利書又は契約書等の写し
	上記以外のもの		不動産登記母謄本等

転 用 制 限

森林所有者 様

令和 年度に造林事業費補助金の交付決定通知があり、当該補助金を受領した施行地については、補助金交付の翌年度の初日から起算して下記による期間、当該施行地を森林以外の用途への変更や立木竹の全面伐採除去等（以下「転用等」という。）を行うことはできません。

なお、期間内に転用等の行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出てください。

記

- | | | |
|---|--|------|
| 1 | 特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、
重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林） | 10年間 |
| 2 | その他の森林整備 | 5 年間 |

別記6（1）

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

- 1．下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とすること。
- 2．高知県知事が、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(令和 年度 一四半期 補助金交付申請箇所)				(単位：ha)
番号	市町村	林班	小班	申請面積

注) 本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画（属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。）が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。補助金交付申請書に添付すること。

別記6（2）

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

（補助金交付者）
高知県知事 様

住所
氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

なお、補助金交付申請時において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含まれます。

- 1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
- 2. 下記の申請箇所について、同一林班内に森林経営計画が作成されるなど計画作成の要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
- 3. 高知県知事が、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（令和 年度 一四半期 補助金交付申請箇所）				（単位：ha）
番号	市町村	林班	小班	申請面積

（ 林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする ）

- ☐ 上記箇所について、記載内容を関係市町村長に共有済みである。
- ☐ 上記箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。

注）本様式は、「補助金交付申請時において、同一林班内等に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できない場合に使用する。補助金交付申請書に添付すること。

業務日誌（例）

事業実施主体名

日時	氏名	業務内容 ※〔 〕内に詳細を記入	気付きメモ ※自由に記入	業務写真の ファイル名
年 月 日 (: ~ :)		☐ わな見廻り〔 〕 ☐ 餌やり〔 〕 ☐ 捕獲〔 〕 ☐ その他〔 〕	 (シカの糞や足跡などの情報)	計 枚
年 月 日 (: ~ :)		☐ わな見廻り〔 〕 ☐ 餌やり〔 〕 ☐ 捕獲〔 〕 ☐ その他〔 〕	 (シカの糞や足跡などの情報)	計 枚
年 月 日 (: ~ :)		☐ わな見廻り〔 〕 ☐ 餌やり〔 〕 ☐ 捕獲〔 〕 ☐ その他〔 〕	 (シカの糞や足跡などの情報)	計 枚

森林保全再生整備における県による事前・事後の確認ポイント

事業主体名 _____

区分	確 認 項 目	チェック欄	備考
計画段階	被害報告・被害内容（年度）等を確認しましたか。		
	十分な現地踏査を行って、効率的かつ効果的な事業内容となっていますか。		
	捕獲を計画する場合、現地の実態や捕獲頭数に応じた事業期間・事業地の選定となっていますか。		
	捕獲を計画する場合、餌の選定は、価格が適正で保管が可能なものとなっていますか。		
	捕獲を計画する場合、捕獲個体の埋設等処分地は適切ですか。		
	猟銃を使用する場合、稀少猛禽類の繁殖行動への影響はありませんか。		
	柵等を設置する場合、効率的（メンテナンス等）な事業地の選定となっていますか。		
	協議会で事業計画の内容について調整を図りましたか。また、その際に出された意見を反映しましたか。		
	事業計画について、専門家等の意見を取り入れましたか。		
	事業計画に記載された達成目標は適切ですか。		
	事業完了後の成果検証の方法は適切ですか。		
	事業内容に応じた、十分な安全対策ができていますか。		
事業実行段階（事業完了後含む）	給餌の場所、回数、日数は、適切でしたか。		
	箱わな等で捕獲できなかった場合又はできなくなった場合、他の捕獲場所への移動を行いましたか。		
	柵等の設置は、マニュアルどおりに設置しましたか。		
	柵等は定期的に見廻りを行いましたか。		
	捕獲した個体は、埋設等により適切に処分しましたか。		
	目標の捕獲頭数は達成できましたか。		
	専門家等による事業の成果を検証しましたか。		

注 1 チェック欄は、「レ」を記入する。該当のない場合は「－」を記入する。

別記 7 (3)

自己点検チェックリスト (例)

事業実施主体名: _____

1 わな設置の準備

- ☐ 出没情報や被害情報を集め、よく侵入するようになる時期を把握しましたか。
- ☐ 林内を歩き、けもの道やよく出没する場所を見つけましたか。
- ☐ 土地所有者の許可をとりましたか。
- ☐ チームを作り、役割分担を決めましたか。
- ☐ 使用するわなの種類を決めましたか。
- ☐ わなを設置する前に、まず餌を撒いて食べるかどうかを確認しましたか。
- ☐ 餌の好みは、地域や場所で異なります。何種類かの餌を撒いて、好みの餌を調べましたか。
く使った餌(○で囲む): 米ぬか ・ 配合飼料 ・ ヘイキューブ ・ その他 () >
- ☐ 周辺の草刈り等を行い、わなを設置しやすく、餌も食べやすいようにしておきましたか。
- ☐ 餌の減り具合や足跡、糞などの痕跡により、獲物の誘引状況を確認しましたか。
- ☐ ビデオカメラを設置して、獲物の誘引状況を把握しましたか。

2 わなの設置・誘引

- ☐ 毎日餌が間食されるようになったのを確認し、わなを設置しましたか。
- ☐ わなを設置した段階では、扉は閉まらないように固定しておきましたか。
- ☐ 餌は、近くのけもの道から撒きはじめ、徐々にわなの中へと誘引するように撒きましたか。
- ☐ 毎日欠かさず、新鮮な餌を追加しましたか。
- ☐ 餌の減り具合を見ながら、徐々にわなの奥に餌を集め、誘い込みましたか。
- ☐ 一番奥の餌が毎日間食されるようになったのを確認し、捕獲の準備を始めましたか。

3 捕獲

- ☐ 餌は外から食べられない程度に、奥だけに撒きましたか。
- ☐ 扉のロックを外して、スムーズに扉が落ちるか、十分に予行練習を行いましたか。
(扉が錆びついている場合は、潤滑油を塗って、滑らかに動くよう調整しましたか)
- ☐ ビデオや写真をもとに、何頭捕獲するのか無理のない目標を立てましたか。
- ☐ 安全に注意して確実に捕獲しましたか。

4 止めさし、処分

- ☐ 捕獲に成功したら、ポケットネットに追い込むなどして、作業をスムーズに進めましたか。
- ☐ 作業者や補助者の安全を確保して、確実な方法で殺処分を行いましたか。
- ☐ 作業者が獲物に近付いて処置を行う場合には、しっかりと動きを止めてから近づきましたか。
- ☐ 殺処分後の捕獲個体の処理は、決められた方法で行いましたか。

点検年月日: _____ 年 ____ 月 ____ 日

点 検 者: _____